

令和4年6月8日

1. 出席議員

1番	中島	信二	12番	服部	良一
2番	高山	正信	13番	大坪	久美子
3番	青木	勉	14番	寺尾	高良
4番	川口	堅志	15番	栗原	吉平
5番	橋本	正敏	16番	三角	真弓
6番	田中	栄一	17番	森	茂生
7番	堤	康幸	18番	栗山	徹雄
8番	高橋	信広	20番	川口	誠二
10番	牛島	孝之	21番	松崎	辰義
11番	萩尾	洋	22番	角田	恵一

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	牛島	新五
事務局長補佐	檀	公彦
事務局参事補佐兼次長	樋口	安澄
書記	中園	弘一

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	三田村	統之						
副	市	長	松崎賢明						
副	市	長	松尾一秋						
教	育	長	橋本吉史						
総	務	部	長	原	亮一				
企	画	部	長	石	井稔郎				
市	民	部	長	牛	島憲治				
健	康	福	祉	部	長	坂	田智子		
建	設	経	済	部	長	若	杉信嘉		
教	育	部	長	平	武文				
総	務	課	長	秋	山勲				
財	政	課	長	田	中和己				
福	祉	課	長	遠	藤宏樹				
子	育	て	支	援	課	長	末	崎	聡

議事日程第1号

令和4年6月8日(水) 開会・開議 午前10時

日 程

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議案上程・説明
- 第4 議案審議
 - ・質 疑
 - ・討 論
 - ・採 決
- 第5 請願委員会付託

本日の会議に付した事件

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議案上程・説明
- 第4 議案審議
 - 議案第51号 令和4年度八女市一般会計補正予算(第2号)
- 第5 請願委員会付託
 - 請願第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択のための請願
 - 請願第4号 警備業従事者の処遇改善に関する意見書採択を求める請願

午前10時 開会

○議長(角田恵一君)

皆様おはようございます。本日からの6月定例会、よろしくお願い申し上げます。

クールビズの取組により、上着、ネクタイの着脱につきましては、議員並びに執行部とも御自由をお願いいたします。

今会期中も新型コロナウイルス感染症対策でマスクの着用を許可しております。また、議場内での撮影を許可しておりますので、御了承願います。

お知らせいたします。議案書、資料、請願、説明員名簿、提案理由書、一般質問表をタブレットに配信しております。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、令和4年第3回八女市議会定例会

を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条ただし書の規定により、タブレットに配信しておりますので、御了承願います。

日程に先立ち、表彰の伝達を行います。

第98回全国市議会議長会定期総会におきまして、議員として長きにわたり市政の振興発展に尽くされた功績により、2名の議員が表彰されました。議員15年として栗原吉平議員、同じく15年として寺尾高良議員、以上2名が表彰の栄に浴されましたので、御披露申し上げます。

この際、慣例によりまして、表彰状を伝達し、その功績をたたえたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

○議会事務局長（牛島新五君）

栗原議員、寺尾議員は前のほうにお願いいたします。

ただいまから表彰状の伝達を行います。栗原吉平議員、前にお願いします。

〔表彰状伝達〕

○議長（角田恵一君）

表 彰 状

八女市 栗 原 吉 平 殿

あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第98回定期総会にあたり本会表彰規程によって表彰いたします

令和4年5月25日

全国市議会議長会会長 清 水 富 雄

おめでとうございます。（拍手）

○議会事務局長（牛島新五君）

寺尾高良議員、前にお願いします。

○議長（角田恵一君）

表 彰 状

八女市 寺 尾 高 良 殿

あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第98回定期総会にあたり本会表彰規程によって表彰いたします

おめでとうございます。（拍手）

○議会議務局長（牛島新五君）

おめでとうございます。

それでは、ここで議会を代表して角田議長よりお祝いの言葉がございます。

○議長（角田恵一君）

同僚議員を代表いたしまして、一言お祝いの言葉を申し上げたいと思います。

本日は両2名の議員様、表彰、誠におめでとうございます。

栗原議員、寺尾議員におかれましては、合併前のそれぞれの矢部村、立花町において議員を務められ、また、合併後の八女市においても市民の負託を受けられ、議員活動に邁進してこられました。八女市発展のために、本当に長い間ありがとうございます。私たち議員も今任期はあと1年余りでございますけれども、今まで以上に、また、地域発展のために御活躍していただくようお願いを申し上げたいと思います。何をおいても、議員活動においても、健康が第一でございますので、体に十分御留意されまして、今後とも積極的に、精力的に頑張ってくださいと思います。本日の表彰、誠におめでとうございます。

○議会議務局長（牛島新五君）

続きまして、三田村市長よりお祝いの言葉をお願いいたします。

○市長（三田村統之君）

このたび全国市議会議長会より長年の功績をたたえ、表彰を受けられました議員のお二人におかれましては、心からお祝いを申し上げます。

皆様方は長きにわたり市民の熱望と信頼を一身に集められまして、八女市議会議員の要職に就かれ、市政の円滑な運営と健全な発展に御貢献をいただきましたことに深く敬意を表する次第でございます。ありがとうございます。

また、議員御本人はもとより、今日まで御理解と御協力をいただいた御家族の皆様や御支援をいただいた後援会の皆様方の喜びもひとしおであろうと推察をいたしております。

皆様方におかれましては、ますます御自愛の上、八女市民のためにより一層の御活躍を賜りますよう切にお願い申し上げますとともに、本日の慶事を重ねてお祝い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。このたびは誠におめでとうございます。

○議会議務局長（牛島新五君）

ありがとうございました。

最後に、受賞者を代表して、栗原吉平議員からの謝辞でございます。

○15番（栗原吉平君）

皆様おはようございます。このたび表彰を受けました2人を代表しまして、お礼の言葉を述べさせていただきます。

今回、全国市議会議長会からそれぞれ15年という表彰をお受けいたしました。6月議会の冒頭、この議場において伝達されますことに本当に感無量でございますし、改めて厚く御礼を申し上げます。

顧みますと、議員として職責を果たすことができましたのも、ここに御臨席の議会の皆様、そして執行部、職員、そして市民の皆様ののおかげだと思っております。

八女市も合併して10年が過ぎました。地域に帰れば、いろいろな問題、課題もございますけれども、これから先、八女市の正念場と思い、残す限り一生懸命やるつもりでございます。

終わりになりますが、職員の皆様、そして議員の皆様、市民の皆様の御繁栄と御健康をお祈りいたします。なおかつ八女市のさらなる発展を祈念し、お礼の言葉とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。（拍手）

○議会事務局長（牛島新五君）

以上をもちまして表彰伝達式を終わります。ありがとうございました。

日程第1 会期の決定

○議長（角田恵一君）

日程第1. 会期の決定を議題といたします。

会期につきましては、議会運営委員会にて検討していただいておりますので、委員長より報告をお願いいたします。

○議会運営委員会委員長（川口誠二君）

おはようございます。令和4年第3回八女市議会定例会の運営につきましては、去る6月3日に議会運営委員会を開催し、協議をいたしました。

まず、会期であります。本日6月8日から6月24日までの17日間といたします。その内容についてでありますけれども、本日開会をいたしまして、6月13日から6月15日を一般質問、16日と17日を議案審議、20日から21日に委員会分科会を行い、24日を閉会日といたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（角田恵一君）

お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいま報告のとおり、本日から6月24日までの17日間にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月24日までの17日間と決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（角田恵一君）

日程第2. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、議長において11番萩尾洋議員、12番服部良一議員を指名いたします。

日程第3 議案上程・説明

○議長（角田恵一君）

日程第3. 議案の上程を行います。

市長より報告8件、議案9件の送付を受け、これを受理いたしました。

案件及び議案の朗読は省略し、報告第1号から議案第52号まで、計17件を一括議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

○市長（三田村統之君）

本日は、令和4年第3回の八女市議会定例会を招集いたしましたところ、御参集を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症についてでございます。国は熱中症等のリスクを踏まえ、屋外におけるマスク着用の緩和や海外からの入国者数の上限等の緩和の方針を示し、県におきましても、1月20日に発出されていまして福岡コロナ警報が6月1日に解除されたところでございます。このようにコロナ禍前の日常生活に戻る兆しが見えてきている状況でございますが、基本的な感染症対策等に引き続き取り組んでいくことが重要であると考えております。

一方、ウクライナ情勢に端を発する世界的なエネルギーや食料価格の高騰など、我が国は新たな課題に直面しています。

市といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策として、4回目のワクチン接種をはじめとした感染拡大防止に全力で取り組むとともに、併せて物価高騰対策にもしっかりと対応してまいります。

今定例会におきましては、2つの補正予算を上程いたします。

これらの補正予算のうち、新型コロナウイルス感染症及び物価高騰対策事業は、生活困窮世帯や子育て世帯への支援事業など、合計で19事業、総額で588,000千円の事業規模となります。

市といたしましては、国から交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付

金の活用を中心に、財政調整基金の活用等、可能な限りの財源確保に努め、関係機関と連携を図りながら、感染症対策及び物価高騰対策に全庁一丸となって取り組んでまいります。

最後になりましたが、6月に入り、いよいよ梅雨入りの時期を迎えます。先月には八女市災害対策会議を開催し、八女消防本部をはじめ、防災関係者が一堂に会し、情報の共有を図るとともに、相互協力体制等について確認を行ったところでございます。いっどこで発生するか分からない自然災害から市民の生命と財産を守るため、全庁一丸となって取り組んでまいりますので、市議会の御理解、御協力、よろしく願いをいたします。

今定例会に提案いたします案件は、ただいま申し上げました新型コロナウイルス感染症及び物価高騰対策関連事業を含む補正予算など報告8件及び議案9件でございます。

ただいまから提案理由を御説明いたしますので、よろしく願いをいたします。

報告第1号、八女市黒木町桑原で発生した市道陥没による車両損傷事故の損害賠償に関する専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決処分事項の指定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

事故の経過につきましては、令和3年8月15日午前11時30分頃、黒木町桑原の市道谷端・畠田線において、普通乗用車が市道に発生していた陥没の上を走行した際、車両を損傷したものでございます。

相手方との交渉の結果、損害賠償金として165,741円を支払うことで示談を締結し、賠償金の支払いを行いました。

報告第2号、八女市黒木町本分で発生した市道陥没による負傷事故の損害賠償に関する専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決処分事項の指定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

事故の経過につきましては、令和3年9月27日午後3時頃、黒木町本分の市道上中原1号線の路肩に軽貨物車を停車し、積荷を降ろそうとしたところ、地面が陥没し、左足を負傷したものでございます。

相手方との交渉の結果、損害賠償金として174,560円を支払うことで示談を締結し、賠償金の支払いを行いました。

報告第3号、八女市馬場で発生した市道内のグレーチング落下による車両損傷事故の損害賠償に関する専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決処分事項の指定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

事故の経過につきましては、令和4年3月24日午後3時30分頃、八女市馬場の市道上妻29

号線において、普通乗用車がUターンしようとして道路側溝に設置しているグレーチングに乗ったところ、そのグレーチングが落ちて車両を損傷したものでございます。

相手方との交渉の結果、損害賠償金として182,222円を支払うことで示談を締結し、賠償金の支払いを行いました。

報告第4号 八女市土地開発公社の令和3年度決算及び令和4年度事業計画の報告について御説明申し上げます。

別冊1の令和3年度決算書をお願いいたします。

1ページは事業概要及び理事会開催事項について記載しております。

2ページと3ページの決算報告書は、収益的収入及び支出と資本的収入及び支出に関する決算額の報告でございます。

4ページと5ページの貸借対照表は、令和3年度末の資産、負債及び資本の現在高を表示しております。

6ページは損益計算書を、7ページ以降はキャッシュフロー計算書、剰余金計算書、財産目録等について掲載しております。

次に、別冊2の令和4年度事業計画及び予算書をお願いいたします。

1ページの事業計画では、前古賀工業団地造成事業に関する経費を計上しております。

予算につきましては、2ページに記載しております。

第2条の収益的収入及び支出は、経常的な一般管理経費でございます。

第3条の資本的収入及び支出では、前古賀工業団地造成事業の予算を計上しております。

3ページ以降は、予算の明細等を記載したものでございます。

以上が内容の説明であります。本件につきましては、土地開発公社の理事会において、慎重審議の上、承認されたものであることを御報告いたします。

報告第5号 令和3年度八女市一般会計予算継続費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

庁舎建設事業につきましては、数年度にわたって費用を支出するため、地方自治法第212条の規定に基づき継続費を設定しておりますが、今回、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、その繰越計算書を報告するものでございます。

報告第6号 令和3年度八女市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

今回御報告するものは、繰越明許費の設定をいたしております新型コロナウイルス感染症対応設備改修事業ほか30件でございます。

以上の事業費につきましては、地方自治法第213条の規定に基づき翌年度に繰り越して使用するものであり、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、その繰越計算書を報告

するものでございます。

報告第7号 令和3年度八女市一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

今回御報告いたします道路改良事業ほか4件の事業につきましては、繰越計算書の説明欄に記載しておりますとおり、令和3年度内の完了が不可能となったため、地方自治法第220条第3項の規定に基づき翌年度に繰り越して使用するものであり、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、その繰越計算書を報告するものでございます。

報告第8号 令和3年度八女市水道事業会計予算建設改良費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

今回御報告するものは、県による道路改良工事及び市による河川改良工事に合わせて施工する2か所の配水管移設工事につきまして、県及び市の事業が繰り越されたことに伴い、配水管移設工事についても繰り越すものです。

これらの配水管移設工事は、繰越し後の工期末までに完了し、繰越額の合計は9,680千円となります。

なお、本件は地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、令和4年度に繰り越して使用するものであり、同条第3項の規定により繰越計算書を報告するものであります。

議案第44号 八女市税条例の一部を改正する条例の専決処分について御説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行ったものでございます。

改正の主な内容につきましては、固定資産税の課税台帳閲覧に供する情報の取扱いによるものや、わがまち特例の項目の創設等でございます。

なお、本改正につきましては、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月31日付で専決処分をしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

議案第45号 八女市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について御説明申し上げます。

本案は、地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の規定の整備を行ったものでございます。

改正の主な内容につきましては、国民健康保険税の基礎課税額に係る賦課限度額の630千円を650千円に改め、後期高齢者支援金等課税額に係る賦課限度額の190千円を200千円に改めるものでございます。

なお、本改正につきましては、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月31日付で専決処分しましたので、これを報告し、

承認を求めるものでございます。

議案第46号 八女市税条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

改正の主な内容につきましては、確定申告書等の記載の取扱いや、住宅ローン控除の見直し等によるものでございます。

議案第47号 八女市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、所得税法等の一部を改正する法律等が施行されたことに伴い、必要な改正をしようとするものでございます。

議案第48号 八女市特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、矢部地区の高齢者福祉における重要な拠点である八女市特別養護老人ホームゆいのもりにおいて、利用希望が増加傾向にある短期入所生活介護事業のベッド数を2床増床し、定員を6人に変更しようとするものでございます。

議案第49号 市道路線の変更について御説明申し上げます。

このたび市道路線の変更をいたしますのは、立花町のその他の市道高川原・六春線ほか5路線でございます。

これらの路線につきましては、県道久留米立花線道路改良事業に伴い、路線の起点・終点位置及び延長等を変更するものでございます。

詳細につきましては、参考資料として図面を配信しておりますので、よろしく願いをいたします。

議案第50号 市道路線の廃止について御説明申し上げます。

このたび市道路線の廃止をいたしますのは、その他市道岡山34号線及び岡山72号線の2路線であり、前古賀工業団地造成事業に伴うものでございます。

詳細につきましては、参考資料として図面を配信しておりますので、よろしく願いいたします。

議案第51号 令和4年度八女市一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策及び原油価格・物価高騰対応事業に関するものであり、398,101千円を追加し、総額は40,389,667千円となります。

歳出の内容のうち、国庫補助事業分は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業のひとり親世帯分、その他世帯分でございます。

市独自施策分は、新型コロナウイルス感染症対策生活困窮者生活応援金支給事業、ひとり

親家庭応援金給付事業、子育て世帯生活応援金給付事業でございます。

歳入の内容につきましては、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費・事務費補助金、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費・事務費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等でございます。

なお、この補正予算に計上しております各種給付金につきましては、早急に支給する必要があるため、本日の採決をお願いするものでございます。

議案第52号 令和4年度八女市一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。今回の補正は、251,261千円を追加し、総額は40,640,928千円となります。

第2条は地方債の補正で、4ページで説明しておりますとおり、過疎対策事業限度額の変更でございます。

補正の内容は、主に新型コロナウイルス感染症対策及び原油価格・物価高騰対応事業に関するものであり、歳出のうち、国庫補助事業分は、新型コロナウイルスワクチンの追加接種事業でございます。

また、市独自施策分は、学校給食等物価高騰負担軽減事業補助金、交通事業者燃油高騰対策支援金、新型コロナウイルス抗原検査キット配布事業のほか、福岡県宿泊税市町村交付金事業等でございます。

歳入の主な内容につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、宿泊税交付金等でございます。

以上で全議案の説明を終わります。

議会におかれましては、十分御審議をいただきまして、原案どおりに御承認を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（角田恵一君）

市長の説明は終わりました。

以上で議案の上程を終わります。

日程第4 議案審議

○議長（角田恵一君）

日程第4. 議案審議を行います。

先ほど市長の説明にありましたとおり、議案第51号 令和4年度八女市一般会計補正予算（第2号）につきましては、早急に審議する必要がありますので、直ちに審議を行いたいと思います。

議案第51号 令和4年度八女市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

○17番（森 茂生君）

予算書の5ページの住民税非課税世帯等臨時特別給付金についてお尋ねします。

これは、恐らく国の新たな対策としてということだろうと思いますが、これはホームページを見ますと、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の受給資格があるにもかかわらず、受給できていないということが述べてあります。というのは、前回のときに、資格がありながら受給されていない方が相当数いらっしゃるのかなと思います。ここを見ますと、1,230世帯と書いてありますけれども、この人たちが資格がありながらいろいろ受給漏れが生じていたという理解でよろしいのでしょうか。

○福祉課長（遠藤宏樹君）

お答えいたします。

受給漏れではございません。今、順次受け付けておりまして、今現在も受付中ですので、これから確認書の発送があるかと思っております。

以上でございます。

○17番（森 茂生君）

何かよく、あんまり分かりませんでしたけれども、これはよその市のホームページですけれども、家計急変により受給資格があるにもかかわらず、申請がないことにより受給できていない世帯に令和4年度の課税情報を活用してということで、3月に申告が終わっていますので、それまではちょっと未確定なところがあった。しかし、申告によって確定した、その世帯に新たに漏れていたから給付をするという理解でよろしいのでしょうか。

○福祉課長（遠藤宏樹君）

すみません、先ほどの令和3年度の非課税分ではございまして、今度の分につきましては、おっしゃるとおり、令和4年度の非課税世帯について給付するということでございます。

以上です。

○17番（森 茂生君）

この1,230世帯のうち、どれだけが漏れていたのかはちょっとはっきりしませんけれども、受給資格があるにもかかわらず、申請がなかったのが相当数あったと私は思っています。できれば、やっぱりこれを最大限まで少なくして、この追加対策があったから受給ができるわけで、これがもし国の対策がなかったら、支給漏れということになってしまうと私は理解をしました。

それで、もう一点お尋ねしますが、ここを見ますと、もう一つ、見込世帯がありますけれども、令和4年1月から令和4年9月までとなっています。ここの人も家計急変世帯で基準に達すれば受給資格がある。ここに漏れなく、ぜひ資格がある人は申請していただきたいと思いますが、この資格、非常に分かりにくいわけですよね。どういうのが該当

するのか。それはどの人が、どういう世帯が該当するのか、お尋ねします。

○福祉課長（遠藤宏樹君）

令和4年1月から9月までの任意の一月の所得につきまして、急変ということですので、額が下がった分につきましては、その分を12倍して、年収に換算して、それが非課税世帯に該当するかどうかというところで判断して支給いたします。

以上です。

○17番（森 茂生君）

執行部のほうはそういう判断をしましうけれども、住民の方ですよ。住民の方が自分はその急変世帯に入るのか入らないのか、なかなかこれは判断が難しいと思うんですよ。そこで、分かりやすく周知をしていただきたいと思いますというわけです。納得できるように。それは何か考えてありますか。

○福祉課長（遠藤宏樹君）

現在のところ、広報とかホームページとかFM八女での周知を考えております。

以上です。

○17番（森 茂生君）

ホームページで周知する——なら、広報なんかではしないということですかね。

○議長（角田恵一君）

今の答弁はですね、広報、FM八女ということで答弁してありますので。

○17番（森 茂生君）

広報八女……

○議長（角田恵一君）

も含めて。

○17番（森 茂生君）

も含めて——そこでですけれども、急変世帯と書いても、なかなかうちは急変世帯かどうかというのは分からないと思うんですよね。それで、そこら辺のところをもう少し考慮して、何かできないものかと思うわけです。12分の1を住民税非課税世帯と言っても、とにかく分からんと思うわけです。何か考えをぜひちょっと分かりやすい表現で周知していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○福祉課長（遠藤宏樹君）

表現につきましては、検討したいと思います。

以上です。

○17番（森 茂生君）

次に、コロナウイルス感染症対策生活困窮者生活応援金というのがすぐ下に出ていますけ

れども、これとさっきの100千円とは重複して申請ができるのか、もらうことができるのか、お尋ねします。

○福祉課長（遠藤宏樹君）

こちらにつきましては、令和4年度の非課税世帯、それから、また先ほどと同じく令和4年1月から9月までの家計急変の世帯につきまして給付いたします。

以上です。

○17番（森 茂生君）

さっきの100千円ですけれども、これの申請期限はいつまでですか。9月までの急変世帯となっていますので、9月ということに理解してよろしいでしょうか。

○福祉課長（遠藤宏樹君）

令和4年度の家計急変につきましては、9月30日が締切りとなっております。非課税世帯につきましては、確認書というのをお送りして、3か月が目安となっております。

以上です。（発言する者あり）

○議長（角田恵一君）

答弁については、ゆっくり、大きくお願いします。

よろしいですか、森議員。

○17番（森 茂生君）

保育関係でいろいろ出ていますけれども、受給対象児童というのが出てきます。児童扶養手当をもらっている人はもう把握できますので、そこには自動的に行くだろうと思えますけれども、ここも家計急変対象児童というのが出てきます。それで、これは児童扶養手当受給資格が基準になるのかなという気はしますけれども、これもなかなか周知をきちっとやらないと漏れが出てくるような気がしてなりません。周知はどのような方法を考えてありますか。

○子育て支援課長（末崎 聡君）

今の件につきましては、ひとり親世帯分になるかと思えますけれども、まずは令和4年4月分の児童扶養手当を受給された方については確認が取れております。ただ、児童扶養手当も年金等によって全額停止をされてある方がございますので、そういった方も今回対象となりますので、その方については改めて通知をするようにいたしております。

以上でございます。（「以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（角田恵一君）

ほかはございませんか。

○8番（高橋信広君）

今の森議員と関連ですけど、3款1項1目の、先ほどの住民税非課税世帯等臨時特別給付金、これについてももう一回確認です。

この家計急変世帯への給付の、もう少し要件、給付できる要件を詳しく御説明いただけますか。

○福祉課長（遠藤宏樹君）

令和4年1月から9月までの、御本人さんが収入が下がった月があるとしたしまして、その一番下がった月を12倍いたしまして、年収として換算いたします。それを世帯分——何人かいらっしゃると思いますので、合計しまして、それが非課税世帯と同様の収入となるようでしたら、その場合は給付ということになっております。

以上です。（「すみません、聞こえませんか」と呼ぶ者あり）すみません。（「もうちょっと大きい声で」と呼ぶ者あり）はい。

○議長（角田恵一君）

じゃ、もう一回答弁してください。分かりやすいように。

○福祉課長（遠藤宏樹君）

はい、すみません。1月から9月までの任意の一月の収入を使いまして、その一番下がった月の収入を12倍いたしまして、年収と換算いたします。その年収と換算した数字が非課税世帯と同様の数字でございましたら、支給ということでございます。

以上です。

○8番（高橋信広君）

ということは、4月から9月で1か月でも低いところがあればいいと。いいというか、それ以下であれば対象になるということですね。

○福祉課長（遠藤宏樹君）

令和4年1月から9月、1月でございます。

○8番（高橋信広君）

今、これは70世帯ということで見込みに入れられていますけど、今のお話を聞くと、この想定というのがどうやって出されているのか、この辺、見込みとしてどういう根拠で出されたのか、その辺お伺いします。

○福祉課長（遠藤宏樹君）

すみません、なかなかこの見込みが難しゅうございまして、令和3年度の分を参考にして出しております。

以上です。

○8番（高橋信広君）

やっぱり周知というか、非常に分かりづらいので、これを漏れないようにぜひ給付を100%レベルに、徹底的な周知をお願いして、終わります。

○議長（角田恵一君）

ほかはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

日程第5 請願委員会付託

○議長（角田恵一君）

日程第5. 請願委員会付託を行います。

本定例会において受理した請願は2件であります。

本案は局長をして朗読させます。

○議会事務局長（牛島新五君）

〔朗読省略〕

○議長（角田恵一君）

局長朗読のとおり、請願2件を会議規則第137条第1項の規定により、所管の常任委員会に付託いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

会期日程に従い、一般質問は6月13日から行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時50分 散会